三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|---|---|
| すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業 | 59,900 |
| すけとうだらオホーツク海南部その他大臣許可漁業 | 現行の水準以上に漁獲量を増加させない。 |

第四　すけとうだら根室海峡

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

15,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 都道府県 | 都道府県別漁獲可能量 |
|---|---|
| 北海道 | 15,000 |

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|---|---|
| すけとうだら根室海峡大臣許可漁業 | 現行の水準以上に漁獲量を増加させない。 |

第五　するめいか

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

68,400トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 都道府県 | 都道府県別漁獲可能量 |
|---|---|
| 北海道 | 6,600 |
| 青森県 | 1,700 |
| 岩手県 | 1,100 |
| 宮城県 | 600 |
| 秋田県 | 現行水準 |
| 山形県 | 現行水準 |
| 福島県 | 現行水準 |
| 茨城県 | 現行水準 |
| 千葉県 | 現行水準 |
| 神奈川県 | 現行水準 |
| 新潟県 | 現行水準 |
| 富山県 | 3,800 |
| 石川県 | 現行水準 |
| 福井県 | 現行水準 |
| 静岡県 | 現行水準 |
| 愛知県 | 現行水準 |
| 三重県 | 現行水準 |
| 京都府 | 現行水準 |
| 兵庫県 | 現行水準 |
| 和歌山県 | 現行水準 |
| 鳥取県 | 現行水準 |
| 島根県 | 現行水準 |
| 山口県 | 現行水準 |
| 徳島県 | 現行水準 |
| 愛媛県 | 現行水準 |
| 高知県 | 現行水準 |
| 福岡県 | 現行水準 |
| 佐賀県 | 現行水準 |
| 長崎県 | 3,100 |